平成17年(フ)第351号 破産者 株式会社杉山組

産業廃棄物焼却炉撤去に関する報告書

横浜地方裁判所小田原支部民事01-B係 御中

平成17年12月5日

破產者株式会社杉山組破產管財人弁護士 新井 由海 同破產管財人代理弁護士 平岩 利

第1 前提事情

1 標記破産者は、神奈川県小田原市久野字菊水4871-37外の土地(以下「本件土地」)を、農事法人組合和留沢緑化組合(以下「組合」)より賃借した。本件土地上には、産業廃棄物の焼却炉施設(以下「本件焼却炉」)が設営されており、その所有者は、破産者の関連会社である株式会社ダックである。

なお,本件土地は,従前「沢流れ」であったため,本件焼却炉設営に伴い,敷地全体がコンクリート舗装されている。

- 2 株式会社ダックは、産業廃棄物処理業等を目的として設立された会社であり、平成12年2月29日開催の株主総会決議に基づき解散し(同年4月18日解散登記)、故杉山東秋が清算人に選任されていた。しかし、故杉山東秋は、平成15年10月4日に死亡したため、現在、清算人が欠けた状態になっている。
- 3 破産者が破産開始決定を受けたことに伴い、破産管財人としては組合と 破産者との本件土地賃貸借契約を解除し、本件土地を原状に復した上でこ れを組合に返還すべき義務を負っているところ、その前提として、本件焼 却炉を解体・撤去しなければならない。

第2 本件土地及び本件焼却炉の汚染状況

平成17年9月29日付財団債権承認許可に基づき, JFEメカニカル株式会社(以下「JFE」)に本件土地及び本件焼却炉等の汚染状況を調査させたところ,以下のとおりの調査結果が得られた。

なお、単位は、ng=1/10億、pg=1/1兆である。

- ① 本件焼却炉本体内の重金属は、いずれも基準値内であった(資料1)。
- ② 本件焼却炉本体内の付着物のダイオキシン類濃度は 0.15 ng-TEQ/g であった (資料 2 の 1)。
- ③ 本件焼却炉の煙突内の付着物のダイオキシン類濃度は7.5 ng-TEQ/gであった(資料2の2)。
- ④ 本件焼却炉の煙突内の大気中のダイオキシン類濃度は0.29ng-TEQ/m³であった(資料3の1)。
- ⑤ 本件焼却炉本体内の大気中のダイオキシン類濃度は 0.09 2 pg-TEQ/m³であった(資料 3 の 2)。
- ⑥ 本件土地の土壌内の特定有害物質(第一種乃至第三種),ダイオキシン類及び油分は,いずれも検出されなかったか基準値内に収まっていた。なお、油分(ノルマルヘキサン抽出物質。自然分解されない物質である。)については、サンプル採取地点A1で5600mg/kgを、B1で6500mg/kgを検出したが、その原因は不明であり、かつ、同物質は法的規制の対象ではない。またJFE担当者の説明によれば、「他の例と比較しても、問題視するほどの数値ではない。」とのことであった(資料4)。

第3 本件焼却炉施設解体撤去のための費用

1 産業廃棄物の焼却炉施設を解体・撤去するにあたっては、法令上、その 汚染状況のレベルに応じた安全管理措置等(主として防護具等の選定)を 講じる必要があるところ、本件焼却炉施設の場合、焼却炉本体については レベル1で足りるが、焼却炉煙突についてはレベル3の安全管理措置等が 要求されることが判明した(資料5)。

- 2 管財人らは、本件焼却炉施設全体について、レベル1又はレベル3の安全管理措置等が要求された場合に要する解体撤去費用の見積額(※)に鑑み、本件焼却炉施設の汚染調査を行ったJFEに対し、本件焼却炉施設について、「焼却炉本体の解体撤去作業」と「煙突部分の解体撤去作業」を区分し、それぞれに要求される安全管理措置等(前者はレベル1、後者はレベル3)を講じて解体撤去工事を行うという前提で(以下「エリア区分撤去工法」)、再度、本件焼却炉施設の解体撤去に要する費用見積を行わせたところ、1890万円(工期は正式発注から概ね3ヵ月程度)の見積提示を得た(資料6)。
- ※ 平成17年9月26日付財団債権承認許可申立書添付見積書より抜粋

業者名作業	JFEメカニカル㈱	インシナー商事㈱
レベル1の場合の解体 撤去費用	約 17,000,000 円	約 43, 300, 000 円
レベル3の場合の解体 撤去費用	約 23, 500, 000 円	約 56, 300, 000 円

3 なお、本件土地上のコンクリート舗装については、現地調査を行った見 積業者らから、「コンクリート舗装の撤去まで考えると、費用は莫大になる。 また、本件土地がもともと沢流れであったことを考えると、コンクリート 舗装撤去により、隣接地に土砂が流出する危険性もある。」との意見を得た。

第4 破産管財人らの意見

以上の結果に鑑み,破産管財人及び破産管財人代理は,以下の段階を経 て本件焼却炉施設を解体撤去し,本件土地の原状回復を実施すべきである と考える。

(1) 本件焼却炉施設所有者である株式会社ダックの清算人又は仮清算人の 選任(本件焼却炉施設の解体撤去に必要な所有権放棄等の実施)。

- (2)本件土地賃貸人である組合との間で、本件土地上のコンクリート舗装部分は残置したまま(※)、本件焼却炉施設のみ撤去して本件土地を組合に返還し、組合はその余の請求を放棄することを内容とする和解契約(本件土地賃貸借契約の合意解除を含む)を締結。
 - ※ 上記3. (3) の見積業者の意見及び隣接地所有者等との関係に 鑑み、コンクリート舗装部分(ph調整槽、雨水桝等のコンクリート舗装内施設を含む。)を残す方向で本件撤去を進めるべきで あると考える。
- (3) JFEに対し、労働基準監督署の許可が得られることを条件として、 エリア区分撤去工法による本件焼却炉解体撤去工事を発注。
- (4) 本件焼却炉施設の解体撤去工事の実施。

なお、平成17年12月5日現在における財団額は2094万6828 円であるが、ここから上記汚染状況調査費用140万7000円をJFE に支払うため(平成17年9月29日付許可)、残財団額は1953万98 28円となる。

以上

(添付書類)

資料1: 株式会社ダック所有の焼却炉(小田原)のダイオキシン類調査及び 杉山組賃借敷地の土壌調査(付着物等溶出試験)報告書

資料2: 株式会社ダック所有の焼却炉(小田原)のダイオキシン類調査及び 杉山組賃借敷地の土壌調査(付着物等)報告書

資料2の1: 分析結果報告書 (焼却炉内付着物)

資料2の2: 分析結果報告書(煙突内付着物)

資料3: 株式会社ダック所有の焼却炉(小田原)のダイオキシン類調査及び 杉山組賃借敷地の土壌調査(作業環境測定)報告書

資料3の1: 作業環境測定結果報告書 (煙突内)

資料3の2: 作業環境測定結果報告書 (焼却炉内)

資料4: 株式会社ダック所有の焼却炉(小田原)のダイオキシン類調査及び

杉山組賃借敷地の土壌調査(土壌調査)報告書

資料5: 分析結果の評価

資料6: 見積書

株式会社ダック所有の焼却炉(小田原)の ダイオキシン類調査及び杉山組賃借敷地の土壌調査 (付着物等溶出試験) 報 告 書

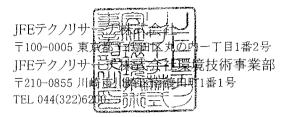
平成 17 年 11 月

調査請負会社:JFEメカニカル株式会社 調査実施会社:JFEテクノリサーチ株式会社

分析結果報告書

No. 05GRO02031 -000 1/1 平成 17年 11月 29日

破産者株式会社杉山組 破産管財人弁護士新井由紀 殿



貴ご依頼による分析結果を下記の通り報告致します。

件名

株式会社ダック所有の焼却炉(小田原)の

ダイオキシン類調査及び杉山組賃借敷地の土壌調査

試料採取場所

株式会社ダック所有 焼却炉

試料採取年月日

平成17年10月14日

分析結果および分析方法

T I	200	分析紀	古果	0.15.1.31	
項目	単位	煙突內住	寸着物	分析方法	
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.01	未満	JIS K 0102 55.4	
鉛又はその化合物	mg/L	0.01	未満	JIS K 0102 54.4	
六価クロム化合物	mg/L	0.05	未満	JIS K 0102 65.2.1	
砒素又はその化合物	mg/L	0.01	未満	JIS K 0102 61.2	
水銀又はその化合物	mg/L	0.0005	未満	S46 環告第59号付表1	
セレン又はその化合物	mg/L	0.01	未満	JIS K 0102 67.2	

(備考)

試料検液の作成は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」

(昭和48年2月17日環境庁告示第13号、平成15年3月3日環境省告示第15号改正)による。

確 認	照査
	河本

株式会社ダック所有の焼却炉(小田原)の ダイオキシン類調査及び杉山組賃借敷地の土壌調査 (付着物等) 報 告 書

平成 17 年 11 月

調査請負会社:JFEメカニカル株式会社 調査実施会社:JFEテクノリサーチ株式会社

分析結果報告書

No. 05GRO02028 -000 1/2 平成 17年 11月 15日

破産者株式会社杉山組 破産管財人弁護士新井由紀 殿

JFEテクノリサーチ株式会社 〒100-0005 東京都千代報とよの内一寸目1番2号 JFEテクノリサーチ株式会社環境技術事業部 〒210-0855 川崎市川崎区南渡田町番 号 TEL 044(322)6200

貴ご依頼による分析結果を下記の通り報告致します。

件名

株式会社ダック所有の焼却炉(小田原)の

ダイオキシン類調査及び杉山組賃借敷地の土壌調査

試料採取場所

株式会社ダック所有 焼却炉

媒体

その他

試料採取年月日

平成17年10月14日

分析終了日

平成17年11月14日

試料採取者

布川典永

分析者

田村琢夫

分析結果および分析方法

項目			分析結果
		単位	焼却炉內付着物
	実測濃度	ng/g	20
ダイオキシン類濃度	毒性等量	ng-TEQ/g	0.15
			_

(分析方法)

- ・「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る検定方法」別表第1 (平成4年7月3日厚生省告示第192号 平成16年4月28日環境省告示第31号改正現在)
- ・「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第二条第二項第一号の規定に基づき環境大臣が定める方法」 (平成16年12月27日環境省告示第80号)

(備考)

- ・高分解能ガスクロマトグラフ質量分析装置による分析法
- ・ダイオキシン類はポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシンおよびコプラナーポリ塩化ビフェニルを表す。
- ・ダイオキシン類実測濃度は乾燥重量における濃度を表す。
- ・毒性への換算係数は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第3に掲げる係数を適用した。
- ・毒性等量の算出は定量下限未満のものは0(ゼロ)として各異性体の毒性等量を算出した。
- ・実測濃度が検出下限値未満の場合は"N.D."と示し、定量下限値未満で検出下限値以上の場合は()付きの表示で示す。

確認	照査
	河梨

((株)ダック) 小田原焼却炉

	試料名			焼却炉内付着		平成17年10月14
ŀ	二二二試料量					
	試料の種類:その他	eth you you -	7-5	3.534	g	
		実測濃度	試料における 定量下限	試料におけ 検出下限	る 毒性等 価係数	1
1	単位	ng/g	ng/g	ng/g	TEF	ng-TEQ/g
5	[, · · · · · · · · · · · · · · · · ·	N.D.	0.07	0.02	×1	O O
1	L	(0.05)	0.07	0.02	×1	***************************************
1	L	(0.07)	0.10	0.03	× 0.1	0
+	L	0.22	0.07	0.02	× 0.1	0
ーシ	1	0.18	0.11	0.03	× 0.1	0.022
レ	TIPODD	1.8	0.13	0.04	× 0.01	0.018
<u> </u>	OCDD	3.9	0.4	0.04	× 0.0001	0.018
١.	2,3,7,8-TeCD=	0.12	0.07	0.02	× 0.1	0.00039
ジ		0.12	0.09	f	× 0.05	0.012
ーベ	-10,1,7,0 1 CODF	0.12	0.07	0.03	× 0.5	0.0060
レ	1,2,3,4,7,8-H×CDF	0.11	0.07	0.02	× 0.5	0.060
ゾ	1,2,3,6,7,8-H×CDF	(0.09)		0.02		0.011
フ	1,2,3,7,8,9-Hx _{CDF}	N.D.	0.10	0.03	× 0.1	0
ラ		(0.07)	0.17	0.05	× 0.1	0
ン		0.07	0.17	0.05	× 0.1	0
	1,2,3,4,7,8,9-H _p CDF	***************************************	0.13	0.04	× 0.01	0.0015
l	OCDF	N.D. (0,1)	0.13	0.04	× 0.01	0
	reCDDs		0.3	0.1	× 0.0001	0
	FeCDDs	0.14	0.07	0.02		
	F ₁ xCDDs	0.43	0.07	0.02		
	HpCDDs	2.0	0.11	0.03		
	OCDD	3.0	0.13	0.04		
	Total PCDDs	3.9	0.4	0.1		
	T-eCDFs	9.4				0.05839
	F _{eCDFs}	2.0	0,07	0.02		_
	HxCDFs	1,2	0.09	0.03		<u> </u>
		0.56	0.17	0.05		
	HpCDFs	0.26	0.13	0.04		
	OCDF	(0.1)	0.3	0.1		-
	Total (Plans	4.1				0.0905
71	Total (PCDDs+PCDFs) 3,4,4',5-TeCB (# 81)	13				0.15
_	3,3',4,4'-TeCB (# 77)	N.D.	0.11	0.03	× 0.0001	0
プ	3,3',4,4',5-PeCB (#126)	0.19	0.15	0.05	× 0.0001	0.000019
-	3,3',4,4',5,5'-Hx(CB (#169)	(0.04)	0.11	0.03	× 0.1	0
5	Non-s - 1 - 225	N.D.	0.06	0.02	× 0.01	0
	Non-Grtho PCBs	0.22				0.000019
+	2',3,4,4',5-PeCB (#123) 2,3',4,4',5-PeCB (#118)	0.19	0.06	0.02	× 0.0001	0.000019
	2 3 3' 4 4'=PaCP (#118)	2.7	0.30	0.09	× 0.0001	0.00027
	2,3,3',4,4'-PeCB (#105) 2,3,4,4',5-PeCB (#114)	1,5	0.15	0.04	× 0.0001	0.00015
' f	2,3',4,4',5,5'-Hx()B (#167)	0.22	80.0	0.02	× 0.0005	0,00011
p	2,3,3',4,4',5-HxCB (#167)	0.30	0.08	0.03	× 0.00001	0.0000030
·	2.3.3' 4.4' 5'-H.C.	0.69	0.08	0.02	× 0.0005	0.000345
ر ا	2,3,3',4,4',5'-HxC _{)B} (#157)	0.26	0.08	0.03	× 0.0005	0.00013
٦f	2,3,3',4,4',5,5'-H _b CB (#189)	0.16	0.08	0.03	× 0.0001	0.000016
в	Mano-5rtho PCBs	5.9			_	0.0010430
	Total Coplanar PCBs	6.1				0.0011
οτα	ダイオキシン類+コプラナーPCB	20	_ T	_ T		0.15

[[]注1] 実測濃度が検出下限未満の場合は "N.D." と表示した。

実測濃度が定量下限未満で検出下限以上の場合は()付の表示で示した。

(様式 08X10)(2004.10.01)

[[]注2] 毒性等量(TEG)は、定量下限未満のものは0(ゼロ)として各異性体の毒性等量を算出した。 (平成4年厚生省告示第192号別表第1(3)エによる。)

[[]注3] 毒性への換算係数は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第3に掲げる値を適用した。

分析結果報告書

No. 05GRO02029 -000 1/2 平成 17年 11月 15日

<u>破産者株式会社杉山組</u> 破産管財人弁護士新井由紀 殿

貴ご依頼による分析結果を下記の通り報告致します。

件名

株式会社ダック所有の焼却炉(小田原)の

ダイオキシン類調査及び杉山組賃借敷地の土壌調査

試料採取場所

株式会社ダック所有 焼却炉

媒体

その他

試料採取年月日

平成17年10月14日

分析終了日

平成17年11月14日

試料採取者

布川典永

分析者

田村琢夫

分析結果および分析方法

		単位	分析結果		
	項目		煙突內付着物		
	実測濃度	ng/g	370		
ダイオキシン類濃度	毒性等量	ng-TEQ/g	7.5		
	_	_	_		

(分析方法)

)

- ・「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る検定方法」別表第1
- (平成4年7月3日厚生省告示第192号 平成16年4月28日環境省告示第31号改正現在)
- ・「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第二条第二項第一号の規定に基づき環境大臣が定める方法」 (平成16年12月27日環境省告示第80号)

(備考)

- ・高分解能ガスクロマトグラフ質量分析装置による分析法
- ・ダイオキシン類はポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾーパラ-ジオキシンおよびコプラナーポリ塩化ビフェニルを表す。
- ・ダイオキシン類実測濃度は乾燥重量における濃度を表す。
- ・毒性への換算係数は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第3に掲げる係数を適用した。
- ・毒性等量の算出は定量下限未満のものは0(ゼロ)として各異性体の毒性等量を算出した。
- ・実測濃度が検出下限値未満の場合は"N.D."と示し、定量下限値未満で検出下限値以上の場合は()付きの表示で示す。

確認	照査
E	②

((株)ダック) 小田原焼却炉

	試料名			価売出仕美	da.	平成17年10月14日		
	試料量	煙突内付着物 3.317 g						
	試料の種類:その他	実測濃度	三十州1ーナント		g - 1 - + 111 ++			
	2.711 × 12.76. (• 7/15	大炽版技	定量下限	試料における検出下限	5 毒性等 価係数	毒性等量(TEQ) N.D.=0		
L	単位	ng/g	ng/g	ng/g	TEF	ng-TEQ/g		
ダ	2,3,7,8-TeCDD	1,3	0.08	0.02	×1			
1	1,2,3,7,8PeCDD	2.5	0.08	0.02	×1	1.3		
1	1,2,3,4,7,8-HxCDD	1,1	0.11	0.02	× 0.1	2.5		
1	1,2,3,6,7,8-HxCDD	1.5	0.08	0.02	× 0.1	0.11		
シ	1,2,3,7,8,9-HxCDD	1.6	0.12	0.02	× 0.1	0.15		
レ	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	6,2	0.14	0.04	× 0.01	0.16		
	OCDD	7.3	0.14	0.1	× 0.0001	0.062		
	2,3,7,8-TeCDF	6.5	0.08		+	0.00073		
ジ	1,2,3,7,8-PeCDF	5.6		0.02	× 0.1	0.65		
ベ	2,3,4,7,8-PeCDF	3.2	0.10	0.03	× 0.05	0.28		
レ	1,2,3,4,7,8-HxCDF		0.08	0,02	× 0.5	1.6		
ゾ	1,2,3,6,7,8-HxCDF	2.0	0.06	0.02	× 0.1	0.20		
5	1,2,3,7,8,9-HxGDF	1.9	0.11	0.03	× 0.1	0.19		
5	2,3,4,6,7,8-HxCDF	0.21	0.18	0.05	× 0.1	0.021		
1		1.1	0.18	0.05	× 0.1	0.11		
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	1.8	0.14	0.04	× 0.01	0.018		
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	0.29	0.14	0.04	× 0.01	0.0029		
<u> </u>	OCDF	0.4	0.4	0.1	× 0.0001	0.00004		
	TeCDDs	47	0.08	0.02				
	PeCDDs	40	0.08	0.02	-			
	HxCDDs	32	0.12	0.04	-			
	HpCDDs	12	0.14	0.04	-	-		
	OCDD	7.3	0.4	0.1				
	Total PCDDs	140				4.28273		
	TeCDFs	150	80.0	0.02				
	PeCDFs	55	0.10	0.03	-			
- 1	HxCDFs	15	0.18	0.05				
ł	HpCDFs	2.9	0.14	0.04				
ŀ	OCDF	0.4	0.4	0.1				
	Total PCDFs	220				3.07194		
=1	Total (PCDDs+PCDFs) 3,4,4',5-TeCB (# 81)	360				7.4		
	3,3',4,4'-TeCB (# 77)	1,1	0.12	0.04	×0.0001	0.00011		
	3,3',4,4',5-PeGB (#126)	5.8	0.16	0.05	×0.0001	0.00058		
	3,3',4,4',5,5'-HxCB (#169)	1.9	0.11	0.03	× 0.1	0.19		
5	Non-ortho PCBs	0.34	0.06	0.02	× 0.01	0.0034		
- 1	2',3,4,4',5-PeCB (#123)	9.0				0.19409		
	2,3',4,4',5=PeCB (#123)	N.D.	0.06	······	× 0.0001	0		
	2,3,3',4,4'-PeCB (#105)	0.8	0.3	·	× 0.0001	0.00008		
	2,3,4,4',5-PeCB (#114)	0.33	0.16		× 0.0001	0.000033		
		N.D.	0.09		× 0.0005	0		
	2,3',4,4',5,5'-HxCB (#167)	N.D.	0.09		× 0.00001	0		
j	2,3,3',4,4',5-HxCB (#156)	0.10	0.09	0.03	× 0.0005	0.000050		
	2,3,3',4,4',5'-HxCB (#157)	N.D.	0.09	0.03	× 0.0005	0		
	!,3,3',4,4',5,5'-HpCB (#189)	N.D.	0.09	0.03	× 0.0001	0		
_	Mono-ortho PCBs	1.3	, —			0.000163		
B	Total Coplanar PCBs	10				0.19		
otal	ダイオキシン類+コプラナーPCB	370				7.5		

[注1] 実測濃度が検出下限未満の場合は "N.D." と表示した。

実測濃度が定量下限未満で検出下限以上の場合は()付の表示で示した。

[注2] 毒性等量(TEQ)は、定量下限未満のものは0(ゼロ)として各異性体の毒性等量を算出した。 (平成4年厚生省告示第192号別表第1(3)エによる。)

[注3] 毒性への換算係数は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第3に掲げる値を適用した。

(様式 08X10)(2004.10.01)

株式会社ダック所有の焼却炉(小田原)の ダイオキシン類調査及び杉山組賃借敷地の土壌調査 (作業環境測定) 報 告 書

平成 17 年 11 月

調査請負会社:JFEメカニカル株式会社 調査実施会社:JFEテクノリサーチ株式会社

報告書番号 No. 単位作業場所 平成17年11月15日 05GRK02027 -000 煙突内

作業環境測定結果報告書(証明書)

貴事業場より委託を受けた作業環境測定の結果は、下記及び別紙作業環境結果記録表に記載したとおり であることを証明します 惠局 測定を実施した作業環境測定機関 (1) 名称 JFE 722015 - F株式会社 (2) 代表者職氏名 事業部長 學们们們 佐藤 诱 環境技術事業部 (6) 連絡担当作業環境測定士名 布川典永 (7) 登録に係る指定作業場の種類 第 ① **4**) (5) 測定を委託した事業場等 (8) 名称 株式会社ダック 焼却炉 (9) 所在地 神奈川県小田原市 記 1.測定を実施した単位作業場所の名称 : 煙突内 (解体前) 2.測定した物質の名称及び管理濃度 : ダイオキシン類濃度(E=2.5pg-TEQ/m³) 3.測定年月日 : 平成17年10月14日 4.測定結果 第1評価値 第2評価値 管理区域 A測定結果 % (pg-TEQ/m³) % (pg-TEQ/m³) Ж B測定値 $0.29 \, (pg-TEQ/m^3)$ Ι 管理区域 第1管理区域(I) 第2管理区域(Ⅱ) 第3管理区域(Ⅲ) \bigcirc (作業環境管理の状態) (適 切) (なお改善の余地) (適切でない) 5.当該単位作業場所における管理区域等の推移(過去4回) 測 定 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 (前回) 測 Α 定 果 結 В 測 定 結 果 管 理 区 域 _ 【事業場記入欄】(以下については事業場の責任において記入すること) 作成者職氏名 作成年月日 (1)衛生委員会、安全衛生委員会又はこれに準ずる組織の意見 (2)産業医又は労働衛生コンサルタントの意見 (3)作業環境改善措置の内容

平成17年11月15日 報告書番号 No. 05GRK02026 -000 単位作業場所 焼却炉内

作業環境測定結果報告書(証明書)

貴事業場より委託を受けた作業環境測定の結果は、下記及び別紙作業環境結果記録表に記載したとおり であることを証明します 事同 測定を実施した作業環境測定機関 JFE 才多型 上于株式会社 (1) 名称 (2) 代表者職氏名 事業部長 佐藤 诱 學们可等 環境協術事業部二二 (4) 登録番号 (6) 連絡担当作業環境測定士名 布川典永 (7) 登録に係る指定作業場の種類 第 ① (3) **4** (5) 測定を委託した事業場等 (8) 名称 株式会社ダック 焼却炉 (9) 所在地 神奈川県小田原市 記 1.測定を実施した単位作業場所の名称 : 焼却炉内 (解体前) 2.測定した物質の名称及び管理濃度 : ダイオキシン類濃度(E=2.5pg-TEQ/m³) 3. 測定年月日 : 平成17年10月14日 4.測定結果 第1評価値 第2評価値 管理区域 A測定結果 % (pg-TEQ/m³) % (pg-TEQ/m³) X B測定値 $0.092 \, (pg-TEQ/m^3)$ Ι 管理区域 第1管理区域(I) 第2管理区域(Ⅱ) 第3管理区域(Ⅲ) \bigcirc (作業環境管理の状態) (適 切) (なお改善の余地) (適切でない) 5.当該単位作業場所における管理区域等の推移(過去4回) 測 年 定 月 年 月 年 月 年 月 (前回) Α 測 定 結 果 В 測 定 結 果 管 理 区 域 【事業場記入欄】(以下については事業場の責任において記入すること) 作成者職氏名 作成年月日 (1)衛生委員会、安全衛生委員会又はこれに準ずる組織の意見 (2)産業医又は労働衛生コンサルタントの意見 (3)作業環境改善措置の内容

作業環境測定結果の概要

今回測定を行った結果について以下に概要を示す。

[作業環境]

株式会社ダック 焼却炉

(解体前)

			T					·					(辨作則)
	単位作業場所	測定日		オキシン類 pg-TEQ/m		相対濃度 (cpm)	D値*1	A測定	結果	管理区域	B測定値	管理区域	管理区域
	 焼却炉内	10/14	(粒子状)	0.041	0.092	1.9	0.040	第1評価値	*				
			(ガス状)	0.051	0.032	1.9	0.048	第2評価値	*	*	0.092	I	第1
	煙突內	10/14	(粒子状)	0.25	0.29	0.98	0.30	第1評価値	*	\•/			
Į	4.1 = 22 b 2 W(20 1) =		(ガス状)	0.038	0.23	0.50	0.30	第2評価値	*	*	0.29	Ι	第1

*1 デジタル粉じん計で算出

評価の方法:作業環境評価基準(昭和63年労働省告示第79号)

管理区域の決定方法:廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱

(平成13年4月,基発第401号)

ダイオキシン類の管理すべき濃度基準:2.5pg-TEQ/m³

試料量 (m^3) :屋内の場合25 $\mathbb{C}1$ 気圧、屋外の場合は20 $\mathbb{C}1$ 気圧

毒性等量:定量下限値以上の値と定量下限値未満で検出下限値以上の値はそのままの値を用い、

検出下限値未満のものは試料の検出下限の1/2を用いて各異性体の毒性等量を算出

相対濃度(cpm):デジタル粉じん計(P-5L)の場合、1cpmは0.01mg/m3に相当

(平均粒径0.3μm幾何標準偏差1.25のステアリン酸粒子を用い較正した値)

破產者 株式会社杉山組 破產管財人弁護士 新井由紀 様

株式会社ダック所有の焼却炉(小田原)の ダイオキシン類調査及び杉山組賃借敷地の土壌調査 (土壌調査) 報告書

平成17年11月

調査元請会社:JFE メカニカル株式会社

調査実施会社:JFE テクノリサーチ株式会社

9. 調査結果

(1)第一種特定有害物質

<u>土壌ガス調査の結果、第一種特定有害物質(11項目)はいずれも検出されませんでした。</u> (定量下限値 ベンゼン 0.05ppm, その他 0.1ppm 以下)

調査結果を表1に示します。

ガスクロマトグラフチャートを、資料-2として添付します。

(2) 第二種特定有害物質

第二種特定有害物質の溶出量および含有量は、全ての区画において全項目とも基準値に適合しました。

調査結果を表2に示します。

(3) 第三種特定有害物質

第三種特定有害物質の溶出量は、全ての区画において全項目とも基準値に適合しました。 調査結果を表3に示します

(4) ダイオキシン類

<u>ダイオキシン類の調査の結果、測定値(毒性等量)は基準値に適合しました。</u> 調査結果を表 4 に、ダイオキシン類資料及び SIM クロマトグラムを資料-3 として添付します。

(5)油分

採取した土壌の観察では、全ての地点において油臭・油膜は認められませんでしたが、 A1地点及びB1地点での油分含有量(ノルマルヘキサン抽出物質)はそれぞれ5600(mg/kg)、 6500(mg/kg)となりました。調査結果を表5に示します。

(6) 工事写真及び試料採取野帳

対象地の全景と調査状況の写真、及び試料採取の際の野帳をそれぞれ 資料-4、資料-5 として添付します。

10. まとめ

- ・「法」、「規則」の規定に準拠した調査の結果、対象地に特定有害物質による汚染は認められませんでした。
- ・ダイオキシン類については、測定値は基準値を十分下回る結果となりました。
- ・採取した2地点の土壌の観察では油臭・油膜は認められませんでしたが、油分の含有量に おいては2地点とも比較的高い値となりました。

11. 計量証明書

計量法施行規則第44条の規定に基く計量証明書を資料-1として添付します。

(油分の調査結果は「分析結果証明書」となります)

<計量証明事業所>

・JFE テクノリサーチ株式会社 京浜事業部 神奈川県川崎市川崎区南渡田町1番1号 濃度に係わる計量証明事業登録番号 神奈川県 第90号 特定計量証明認定番号 RYL110 特定濃度の登録番号 神奈川県 第2号

12. 調査を実施した指定調査機関

- ・JFE テクノリサーチ株式会社
- ・神奈川県川崎市川崎区南渡田町1番1号
- ・環境省による指定番号 環 2003-1-557

13. その他

- ・本調査の対象外である以下の事項については免責とさせて頂きます。
- ①表層土壌以深の土壌汚染

(産業廃棄物の地中埋設物、自然的成因などに由来するもの)

- ②「油分」を除く「法」・「条例」に規定される特定有害物質以外の物質による土壌汚染
- ③産業廃棄物等の地中埋設物の有無など

④採取した試料の保管につきましては、特にご要望のない限り報告書の引渡検査終了後一ヶ月 迄とさせて頂きます。なお、揮発性有機化合物の調査に使用した試料の保管はできません。

以 上

表1 第一種特定有害物質(土壌ガス)調査結果

調查日: 10月14日

分析日:

10月14日

天候:

晴れ

気温: 25.7℃

室温:25℃ 湿度:61%

分析機器: GC-ELCD-PID

		単位:ppm			
調査項目	調査結果				
	A1区画	B1区画			
1,1-ジクロロエチレン	不検出				
ジクロロメタン	不検出	不検出			
cis-1,2-ジクロロエチレン	不検出	不検出			
1,1,1-トリクロロエタン	不検出	不検出			
四塩化炭素	不検出	不検出			
1,2-シ`クロロエタン	不検出	不検出			
ヘンセン	不検出	不検出			
トリクロロエチレン	不検出	不検出			
1,3-シ`クロロプロペン	不検出	不検出			
1,1,2-トリクロロエタン	不検出	不検出			
テトラクロロエチレン	不検出	不検出			
土壤温度(℃)	20.0	19.2			

注)不検出とは、定量下限値(0.1ppm、ベンゼンのみ0.05ppm)以下であったことを示す。

表2 第二種特定有害物質調査結果

		,					
	調査項目	単位	基準値	調査結果			
		1-1-1-	五千世	A1区画	B1区画		
	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.01	0.005未満	0.005未満		
	六価クロム化合物	mg/L	0.05	0.02未満	0.02未満		
	シアン化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出		
溶	水銀及びその化合物	mg/L	0.0005	0.0005未満	0.0005未満		
出量	セレン及びその化合物	mg/L	0.01	0.005未満	0.005未満		
	鉛及びその化合物	mg/L	0.01	0.005未満	0.005未満		
	砒素及びその化合物	mg/L	0.01	0.005未満	0.005未満		
	ふっ素及びその化合物	mg/L	0.8	0.33	0.21		
	ほう素及びその化合物	mg/L	1	0.1未満	0.1未満		
	カドミウム及びその化合物	mg/kg	150	1未満	1未満		
	六価クロム化合物	mg/kg	250	5未満	5未満		
l	シアン化合物	mg/kg	50	0.5未満	0.5未満		
含	水銀及びその化合物	mg/kg	15	0.05未満	0.05未満		
有量	セレン及びその化合物	mg/kg	150	5未満	5未満		
里	鉛及びその化合物	mg/kg	150	11	14		
	砒素及びその化合物	mg/kg	150	5未満	5未満		
	ふっ素及びその化合物	mg/kg	4000	50未満	50未満		
	ほう素及びその化合物	mg/kg	4000	13	11		

不検出:全シアン 0.1mg/l未満、

含有量のシアンは遊離シアンを分析

表3 第三種特定有害物質調査結果

	調査項目	単位	基準値	調査結果		
	响 直尖口		本华他	A1区画	B1区画	
溶出量	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	不検出	不検出	不検出	

不検出 : ポリ塩化ビフェニル 0.0005mg/l未満

表4 ダイオキシン類調査結果

調査項目		単位	基準値	測定値
ダイオキシン類	毒性等量	pg-TEQ/g	1000	3.7

表5 油分調査結果

調査項目	単位	調査結果		
771	——————————————————————————————————————	A1	B1	
油臭・油膜		無	無	
油 分 (ノルマルヘキサン抽出物質)	mg/kg	5600	6500	

計量証明書(濃度)

No. 05GPD01600 -000 1/1 平成 17年 11月 4日

破產者 株式会社 杉山組 破産管財人弁護士 新井由紀 様

貴ご依頼による計量結果を下記の通り証明致します。

濃度に係る計量証明事業登録番号 神奈川県第一場では JFEテクノリサ 会議金

〒100-0005 東京都モ代田区大の九一丁目1番2号 JFEテクノリサー・工株式会社環境技術事業部 〒210-0855 川底市川崎区南渡田町1番1号

TEL 044(322)6200

計量管理者 佐々木 晃-

件名

株式会社ダッグ所有の焼却炉(小田原)のダイオキシン類調査 及び杉山組貸借敷地の土壌調査(土壌調査)

試料採取場所

神奈川県小田原市久野字菊水4971-37の一部

試料採取年月日

平成17年10月14日

計量結果および計量方法

計量の対象		H (+-		計量の	の結果		
		単位	A1区	画	B1区i	画	計量方法
	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.005	未満	0.005	未満	JIS K 0102 55.4
	六価クロム化合物	mg/L	0.02	未満	0.02	未満	JIS K 0102 65.2.1
	シアン化合物	mg/L	不検出		不検出		JIS K 0102 38.1.2及び38.3
	水銀及びその化合物	mg/L	0.0005	未満	0.0005	未満	S46 環告第59号付表1
	セレン及びその化合物	mg/L	0.005	未満	0.005	未満	JIS K 0102 67.2
溶	鉛及びその化合物	mg/L	0.005	未満	0.005	未満	JIS K 0102 54.4
出	砒素及びその化合物	mg/L	0.005	未満	0.005	未満	JIS K 0102 61.2
出試	ふっ素及びその化合物	mg/L	0.33		0.21		JIS K 0102 34.1
験	ほう素及びその化合物	mg/L	0.1	未満	0.1	未満	JIS K 0102 47.3
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	不検出		不検出		S46 環告第59号付表3
	以下余白						
	-						
	カドミウム及びその化合物	mg/kg	1	未満	1	未満	JIS K 0102 55.1
	六価クロム化合物	mg/kg	5	未満	5	未満	JIS K 0102 65.2.1
	シアン化合物(遊離シアン)	mg/kg	0.5	未満	0.5	未満	JIS K 0102 38.3
含有	水銀及びその化合物	mg/kg	0.05	未満	0.05	未満	S46 環告第59号付表1
試	セレン及びその化合物	mg/kg	5	未満	5		JIS K 0102 67.2
験	鉛及びその化合物	mg/kg	11		14		JIS K 0102 54.1
	砒素及びその化合物	mg/kg	5	未満	5	未満	JIS K 0102 61.2
	ふっ素及びその化合物	mg/kg	50	未満	50	未満	JIS K 0102 34.1
	ほう素及びその化合物	mg/kg	13		11		JIS K 0102 47.3
(備る	考)		7				

溶出:試料検液の作成は「土壌溶出量調査に係る測定方法」(平成15年3月6日環境省告示第18号)による

不検出:シアン化合物 0.1mg/L未満、ポリ塩化ビフェニル 0.0005mg/L未満

含有:試料検液の作成は「土壌含有量に係る測定方法」(平成15年3月6日環境省告示第19号)による 単位:Dryベース

計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合にあっては、当該工程の内容、当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地

計量証明に係らない事項	
	[
F135000711-01/2/8/ 4- X	
	1

確 認	照査
高橋	宇津宮

分析結果報告書

No. 05GRD01849 -000 1/1 平成 17年 11月 4日

破産者 株式会社 杉山組 破産管財人弁護士 新井 由紀 様

JFEテクノリサーチ 100-0005 東京都千代国 下表 100-0005 東京都千代国 下表 100-0005 東京都千代国 下表 100-0855 川崎市川 福宮南瀬田財 1番1号 TEL 044(322)6200 コラブで デーブ

貴ご依頼による分析結果を下記の通り報告致します。

件名

株式会社ダック所有の焼却炉(小田原)のダイオキシン類調査及び

杉山組貸借敷地の土壌調査(土壌調査)

試料採取場所

神奈川県小田原市久野字菊水4971-37の一部

試料採取年月日

平成17年10月14日

分析結果および分析方法

	分析結果	
試料名	油分:ノルマルヘキサン抽出物質	分析方法
	(mg/kg)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
A1	5600	
B1	6500	――ソックスレー抽出-重量法
以下余白		
2.1.2.1		
		}
]
	· ·	
		į
4-5-		
位:Dryペース		



計量証明書

No. 05GMD00472 -000 1/2 平成 17年 11月 17日

<u>破産者 株式会社 杉山組</u> <u>破産管財人弁護士 新井 由紀 様</u> (東京都千代田区永田町1-11-28)

特定計量証明認定 特定濃度の登録者 「神奈川」 第2号 JFEテクノリサーチャー 〒100-0005 東京都 〒100-0855 川崎市 〒210-0855 川崎市 TEL 044(322)6201 計量管理者 佐々木 晃ー

貴ご依頼による計量結果を下記の通り証明いたします。

11	1	
	特定社	

件名

株式会社ダック所有の焼却炉(小田原)のダイオキシン類調査及び 杉山組貸借敷地の土壌調査(土壌調査)

試料採取場所

神奈川県小田原市久野字菊水4971-37の一部

媒体

土壌

計量を実施した期間

試料採取日: 平成17年10月14日

,分析終了日: 平成17年11月16日

試料採取者

分析者

弊社 弊社

(宇津宮 啓(田村 琢夫

計量結果および計量方法

計量の対象		277.11	計量の結果		
		単位	D-1		
	実測濃度	pg/g	2400		
ダイオキシン類濃度	毒性等量	pg-TEQ/g	3.7		
	_				

(計量の方法)

・「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(平成12年環境庁水質保全局)

(備考)

- ・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」 (平成11年12月27日環境庁告示第68号 平成14年7月22日環境省告示第46号)
- ・高分解能ガスクロマトグラフ質量分析装置による分析法
- ・ダイオキシン類はポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシンおよびコプラナーポリ塩化ビフェニルを表す。
- ・ダイオキシン類実測濃度は乾燥重量における濃度を表す。
- ・毒性への換算係数は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第3に掲げる係数を適用した。
- ・毒性等量の算出は定量下限未満のものは0(ゼロ)として各異性体の毒性等量を算出した。

計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合にあっては、当該工程の内容、当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地

	
計量証明に係らない事項	
毒性等量は計量法第107条における計量証明対象外の項目です。	

-	確認	照 査
	高橋	(字津) 宮

(様式 08X18-01)('0410)

	試料名						平成17年10月14
	試料量			D-1			
	試料の種類: 土壌	実測濃度	量子 北川 レーナンレーフ	13.674	g	T	
		大树版技	定量下限	試料における 検出下限	る 毒性等 価係数	毒性等量(TEQ) N.D.=0	参考値
	単位	pg/g	pg/g	pg/g	TEF	pg-TEQ/g	pg-TEQ/g
	1,3,6,8-TeCDD	56	0.5	0.1	<u> </u>	pg 1LQ/g	hg 1EQ18
١.,	1,3,7,9-TeCDD	20	0.5	0.1			
ダ		(0.1)	0.5	0,1	×1	0	
1	1,2,3,7,8-PeCDD	0.4	0.3	0.1	×1	0.4	0.1
才		(0.5)	0.9	0.3	× 0.1	0.4	0.4
+		2.2	0.8	0.2	× 0.1		0.05
シ	1,2,3,7,8,9~HxCDD	1.4	0.4	0.1	× 0.1	0.22	0.22
ン	1,2,3,4,6,7,8~HpCDD	24	0.9	0.3	× 0.01	0.14	0.14
	OCDD	190	1.7	0.5	× 0.0001	0.24	0.24
	1,3,6,8-TeCDF	0.7	0.4	0.1	× 0.0001	0.019	0.019
	1,2,7,8-TeCDF	0.9	0.4	0.1	-		
	2,3,7,8-TeCDF	0,8	0.4	0.1	× 0.1	-	
ジ	1,2,3,7,8-PeCDF	1.8	0.5	0.1	× 0.05	0.08	0.08
べ	2,3,4,7,8-PeCDF	1.5	0.7	0.2	× 0.5	0.090	0.090
ン	1.2,3,4,7,8-HxCDF	2.6	0.7	0.2	× 0.1	0.75	0.75
ゾ	1,2,3,6,7,8-HxCDF	2.1	0.5	0.1	× 0.1	0.26	0.26
フ	1,2,3,7,8,9-HxCDF	N.D.	0.8	0.2	× 0.1	0.21	0.21
ラ	2,3,4,6,7,8-HxCDF	2.2	0.6	0.2	× 0.1	0.22	0.01
ン	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	7.4	0.9	0.3	× 0.01	0.074	0.22
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	(1.0)	1,1	0.3	× 0.01	0.074	0.074
_	OCDF	5.7	1.3	0.4	× 0.0001	0.00057	0.010
	TeCDDs	80	0.5	0.1		0.00037	0.00057
	PeCDDs	18	0.3	0.1		_	
	HxCDDs	24	0.9	0.3	_		
	HpCDDs	42	0.9	0.3			
	OCDD	190	1.7	0,5		_	
-	Total PCDDs	360				1.019	1,169
-	TeCDFs	21	0.4	0.1			
-	PeCDFs	23	0.7	0,2	<u>—</u>		
-	HxCDFs	22	0.7	0.2	-	-	
ŀ	HpCDFs	13	1.1	0.3		-	······
-	OCDF	5.7	1.3	0.4		_	_
	Total PCDFs	85				1.68457	1.70457
. 1.	Total (PCDDs+PCDFs)	440				2.7	2.9
	3,4,4',5-TeCB (# 81)	5.1	0.4	0.1	× 0.0001	0.00051	0.00051
زا ۽	3,3',4,4'-TeCB (# 77)	92	0.4	0.1	× 0.0001	0.0092	0.0092
	3,3',4,4',5-PeCB (#126)	6.8	8.0	0.2	× 0.1	0.68	0.68
-	3,3',4,4',5,5'-HxCB (#169)	0.72	0.19	0.06	×0.01	0.0072	0.0072
7	Non-ortho PCBs	110				0.69691	0.69691
1	2',3,4,4',5-PeCB (#123)	17	0.5	0,1	× 0.0001	0.0017	0.0017
1000	2,3',4,4',5-PeCB (#118)	1000	0.7	0.2	×0.0001	0.10	0.10
	2,3,3',4,4'-PeCB (#105)	460	0.6	0.2	× 0.0001	0.046	0.046
	2,3,4,4',5-PeGB (#114)	33	0.14	0.04	× 0.0005	0.0165	0,0165
	2,3',4,4',5,5'-HxCB (#167)	58	0.6	0.2	× 0.00001	0.00058	0.00058
	2,3,3',4,4',5-HxCB (#156)	180	0.5	0.2	× 0.0005	0.090	0.090
	2,3,3',4,4',5'-HxCB (#157)	40	0.4	0.1	× 0.0005	0.020	0.020
2	.3,3',4,4',5,5'-HpCB (#189)	11	0.7	0.2	× 0.0001	0.0011	0.0011
-	Mono-ortho PCBs	1800				0.27588	0.27588
<u> </u>	Total Coplanar PCBs	1900				0.97	0.97
tai	ダイオキシン類+コプラナーPCB	2400				3.7	3.8

[注1] 実測濃度が検出下限未満の場合は "N.D." と表示した。

実測濃度が定量下限未満で検出下限以上の場合は()付の表示で示した。

- [注2] 毒性等量(TEQ)は、定量下限未満の数値をO(ゼロ)として各異性体の毒性等量を算出した。
- [注3]参考値は定量下限未満検出下限以上の数値はそのままの値を用い、

検出下限未満の数値は検出下限の1/2の値を用いて各異性体の毒性等量を算出した。

(「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル第Ⅱ章第3節6.2.2項による。)

[注4] 毒性への換算係数は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第3に掲げる値を適用した。 (JIS K 0311.8.3.b) 2.2)に従って算出)